

防整建第3677号
令和7年2月21日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部經理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部經理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局建設制度官
(公印省略)

不成立案件に係る随意契約における事務手続について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙「不成立案件に係る随意契約における事務手続」
写送付先：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

不成立案件に係る随意契約における事務手続

競争に付しても入札者がいないとき（以下「不成立」という。）により契約に至らない建設工事等については、一定条件を満たす場合に予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条の2の規定により随意契約によることができるとされている。

建設工事等の発注に当たり不成立案件が生じた際に、予算の適正な執行に資するため、不成立案件の随意契約における契約相手方の選定方法などの具体的な事務手続を以下のとおり定める。

1 対象案件

地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）において発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに建設コンサルタント業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）とする。

2 不成立案件に係る随意契約の適用範囲

予決令第99条の2の規定による随意契約は、入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（防整施第6920号。28. 3. 31）及び建設工事等の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について（防整施第1535号。令和3年2月5日）別紙の第3項①から④の必要な対策を講じた上で、入札者がなく、不成立になった建設工事及び建設コンサルタント業務に適用するものとする。

3 見積依頼先の選定に係る手続

契約手続の公平性を確保するため、見積依頼先の選定を以下により行うものとする。

- (1) 建設工事にあつては、以下の①から③に掲げる方法により見積依頼候補者を選定し、見積合せへの応否を確認する。

各段階において見積依頼候補者が10者以上いる場合は経営事項評価数値（基準額未満は総合審査数値）の高い者から10者選定し、10者すべてに見積合せへの応否を確認する。見積合せに応じる者が現れるまで繰り返し、見積合せに応じる者が現れた時点で随意契約の手続に移行する。

なお、各段階で1者しか応じない場合は、その者を見積依頼先とする。

- ① 次のAからCをすべて満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において同一工種の資格を有する者

C 不成立案件と同一基地・駐屯地等において当該発注機関が発注した工事を現に履行中の者

② 上記①により見積の依頼先を選定することができなかった場合は、次のA及びBを満たし、かつ、C又はDを満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において同一工種の資格を有する者

C 当該発注機関が発注した工事を現に履行中の者

D 一定の期間内（当該年度及び前年度から5年以内を標準とし、選定者がいない場合には、10年、15年と拡大する。以下、(1)において同じ。）に当該発注機関が発注した工事の履行実績を有する者

③ 上記①及び②により見積の依頼先を選定することができなかった場合は、次のA及びBをすべて満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。ただし、運用の基盤的機能を有する防衛施設の場合は、公共実績を有する者とする。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において同一工種の資格を有する者

(2) 建設コンサルタント業務にあつては、以下の①から⑤に掲げる方法により見積依頼候補者を選定し、見積合せへの応否を確認する。

各段階において見積依頼候補者が10者以上いる場合は総合審査数値の高い者から10者選定し、10者すべてに見積合せへの応否を確認する。見積合せに応じる者が現れるまで繰り返し見積合せに応じる者が現れた時点で随意契約の手続に移行する。

なお、各段階で1者しか応じない場合は、その者を見積依頼先とする。

① 次のAからCをすべて満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において不成立案件と同一業種かつ同一格付の資格を有する者

C 一定の期間内（当該年度及び前年度から5年以内を標準とし、選定者がいない場合には、10年と拡大する。以下、(2)において同じ。）に、当該発注機関において同一業種の業務の履行実績がある者

② 上記①により見積の依頼先を選定することができなかった場合は、次のAからCをすべて満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において不成立案件と同一業種かつ同一格付の資格を有する者

C 一定の期間内に、当該発注機関以外の地方防衛局等において同一業種

の業務の履行実績がある者

- ③ 上記①及び②により見積の依頼先を選定することができなかった場合は、次のAからCをすべて満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において不成立案件と同一業種の資格を有する者

C 一定の期間内に、当該発注機関において同一業種の業務の履行実績がある者

- ④ 上記①から③により見積の依頼先を選定することができなかった場合は、次のAからCをすべて満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において不成立案件と同一業種の資格を有する者

C 一定の期間内に、当該発注機関以外の地方防衛局等において同一業種の業務の履行実績がある者

- ⑤ 上記①から④により見積の依頼先を選定することができなかった場合は、次のA及びBの両方を満たす者（なるべく2者以上の者）を選定する。ただし、運用の基盤的機能を有する防衛施設の場合は、公共実績を有する者とする。

A 当該発注機関の所在地を管轄する地方防衛局等に競争参加を希望する者

B 防衛省競争参加資格において不成立案件と同一業種の資格を有する者

- (3) 見積依頼候補者を選定したときは、付紙第1を参考に作成した意向確認書と仕様書、図面、現場説明書、契約書案及び見積心得書等の必要な書類を交付し、返信をもって見積合せに応じるか否か意向の確認を行う。

- (4) 上記(1)又は(2)における見積依頼候補者の選定に当たっては、対象者の意向及び施工能力を踏まえた上で選定するものとする。

- (5) 上記(1)又は(2)において、現に履行中の者又は履行実績を有する者が経常建設工事共同企業体以外の共同企業体の場合は、当該共同企業体を見積依頼候補者とし、当該共同企業体の代表者を含む構成員についてそれぞれの意向及び施工能力を踏まえた上で、見積依頼候補者として選定するものとする。

- (6) 上記(1)又は(2)における履行実績において、当該履行実績の工事成績又は業務成績が65点未満の場合は、品質確保の観点から、工事又は業務の履行実績とはみなさないものとする。

4 随意契約の手続

- (1) 前号第3号の確認により見積合せに応じる意向を表明した者を見積依頼先として選定する。

(2) 随意契約を行う理由及び見積依頼先の選定理由については、付紙第2の記載例を参考として整理の上、競争参加資格・指名審査委員会の審議を受ける。

(3) 前号の後、付紙第3を参考にして見積依頼通知書を作成し、見積依頼先に通知するとともに、改めて当該工事に係る仕様書、図面、現場説明書、契約書案及び見積心得書の必要な書類を交付する。

なお、電子入札システムにより見積合せを行う場合は、付紙第3の内容を電子入札システムに入力し通知する。

(4) 見積合せの結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みした者を契約の相手方とする。

(5) 建設工事にあつては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項の運用について（防整施第16881号。令和2年10月28日）別紙様式第5により、建設コンサルタント業務にあつては、建設工事に係る技術業務の発注情報等の公表の運用について（防整施第16882号。令和2年10月28日）別紙様式第7により、それぞれ契約締結後遅滞なく公表する。

なお、選定理由欄については付紙第4の記載例を参考に作成し、随意契約理由及び業者選定理由を記載する。

5 その他

(1) 不成立案件の随意契約を行う際には、予決令第99条の2の規定に留意し、実施するものとする。

(2) この通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

付紙第 1

○年○月○日

株式会社○○組 御中

支出負担行為担当官

○○防衛局長

○○ ○○

ご意向確認の依頼について

本件は、下記工事について、入札公告を行った結果、入札参加希望者が不在であったため随意契約を計画しており、貴社において見積合せに応じて頂けるかご意向をお伺いしたく依頼するものです。

つきましては、下記の要件をご確認いただき、見積提出のご意向の有無について、○月○日○時までに F A X 又はメールでご連絡いただけますようよろしくお願いします。

記

- 1 工事名 ○○（○）○○建築工事
- 2 工事場所 ○○県○○市（○○自衛隊○○基地）
- 3 工事内容 仕様書及び図面のとおり
- 4 契約条項及び諸条件 現場説明書及び契約書案のとおり
- 5 連絡先

○○県○○市○○○－○ ○○合同庁舎

○○防衛局総務部契約課○○係

T E L : ○○－○○○○○－○○○○○（内線○○○）

F A X : ○○－○○○○○－○○○○○

メールアドレス：

※ 記 3 及び 4 の資料については、ダウンロードシステム内の件名「○○（○）○○建築工事」に格納しておりますのでそちらをご覧ください。

(記入例)

随意契約理由書

- 1 工 事 名 : ○○ (○) ○○建築工事
- 2 工事場所 : ○○県○○市 (○○自衛隊○○基地)
- 3 適用法令 : 会計法第 2 9 条の 3 第 5 項
 予算決算及び会計令第 9 9 条の 2
- 4 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由
- (1) 当該工事の目的・内容
- 本工事は、○○自衛隊○○基地内において、新設庁舎（R C－○F、○○○
 ○○○㎡）の建築工事を実施するものである。
- (2) 随意契約に付する理由
- 本工事は、競争に付したが入札者がいなかったため、会計法第 2 9 条の 3 第
 5 項及び予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定により、契約を締結するもの
 である。
- (3) 見積依頼先の選定理由
- 自衛隊○○基地内において現に建築一式工事を履行中の者のうち、意
 向を表明した以下に掲げる者に見積書の提出を依頼し、予算価格の制限の範
 囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結する。

業者名	選定理由
○○○○(株)	○○自衛隊○○基地内において、○○ (○) ○○建築その他工事を履行中である。
(株)○○組	○○自衛隊○○基地内において、○○ (○) ○○新設建築工事を履行中である。

○年○月○日

株式会社○○組

代表取締役 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官

○○防衛局長

○○ ○○

見積依頼通知書

下記工事に係る見積書の提出者として選定されたため通知します。

- 1 工事名 ○○（○）○○建築工事
- 2 工事場所 ○○県○○市（○○自衛隊○○基地）
- 3 工事内容 仕様書及び図面のとおり
- 4 契約条項及び諸条件 現場説明書及び契約書案のとおり
- 5 見積書開封日時 ○年○月○日 ○時○分
- 6 見積書提出方法及び注意事項

(1) 提出期間

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12 時から 13 時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等による場合は○年○月○日○時必着とします。

(2) 提出場所

○○県○○市○○○ー○ ○○合同庁舎 ○○防衛局総務部契約課

(3) 提出方法

見積書を封筒に入れて封かんし、見積書を入れた封筒の表に「見積書在中」と朱書きし、開封日時及び商号又は名称を記載の上、提出して下さい。

- (4) 見積書提出者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者を契約の相手方として決定します。契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載して下さい。

(5) 見積書の提出により、本工事の契約条項及び諸条件に同意したものとします。見積心得書の内容を熟読したうえで見積書の提出を行ってください。

(6) 工事費内訳明細書の提出は必要ありません。

7 連絡先

〇〇県〇〇市〇〇〇－〇 〇〇合同庁舎

〇〇防衛局総務部契約課 〇〇係

TEL : 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇 (内線〇〇〇)

(記載例)

随 意 契 約 結 果 書

工事名	〇〇 (〇) 〇〇 建築工事	工事 場所	〇〇県〇〇市	種別	土木一式	工期	〇. 〇. 〇 ~ 〇. 〇. 〇	工事 概要	庁舎 (R C - ●、●● ●㎡) 新設に係る建築 工事
契約の相手方	名称等	株式会社〇〇組				法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇							
契約金額	¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (税込) (¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (税抜))								
予定価格	¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (税込) (¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. - (税抜))								
契約年月日	〇年〇月〇日								
選定理由	本工事は、競争に付したが入札者がいなかったため、会計法第 2 9 条の 3 第 5 項及び予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定により、契約を締結したものである。 〇〇自衛隊〇〇基地内において、意向を表明した者へ見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内で見積金額が最も安価であったため、上記の者を契約相手方とした。								